

## 【刑事訴訟法】

以下の事例を読んで設問に答えなさい。なお、2つの【設問】のいずれも必ず答えること。

### 【事例】

1 夜勤明けに歩いていた勤務医Vが男に殴り倒されて負傷し、金品を奪われる事件があった。捜査員は、Vが平素、勤務先病院の研修医Xに横暴な態度を取り、強い恨みを買っていた旨を聞き込み、Xを尾行していたところ、Xが自転車に乗っていたWとすれ違う際、Wの自転車後輪部分に唾を吐きかけたのを現認した。捜査員は、直ちにX・W双方を呼び止め、Xを器物損壊罪として現行犯逮捕すると共に、Wに被害届と告訴状の提出を求めた。Wは警察署において、「水で洗い流せる汚損だから、警察・裁判沙汰にたくない。」と答え、告訴状の作成を渋ったが、捜査員は「善良な市民に粗暴な行動を取る者を野放しにすると、今後、行動がエスカレートする危険がある。貴方が告訴状を出さなかったことが将来に禍根を残す。食器に放尿した行為が器物損壊罪に当たるとした判例もある。単に洗えば済むというよりも、他人に唾をかけられた嫌悪感も考慮すると器物損壊罪が成立する。」と長時間説得し、根負けしたWに告訴状を出させた。しかし、逮捕後の取調時間の大半はVに対する強盗致傷被疑事実に向けられ、Wが示談成立後に告訴取消を警察に申し出た後も、これを無視して勾留請求がなされ、Xは器物損壊被疑事件の勾留期限満了直前にVに対する強盗致傷を認める供述をした。この自白調書を疎明資料にXは強盗致傷被疑事件でも逮捕・勾留され、再度、強盗致傷を認める自白調書が作成された(証拠①)。なお、各自白は任意になされ、調書はXが一読した上、署名・押印もされている。

2 Xは、上記自白の他、事件前後に現場付近を歩いていた防犯ビデオ画像等の証拠を基に強盗致傷被告事件で起訴された。Xの弁護人は、強盗致傷被告事件の公判前整理手続において犯人性を争う方針を示した。他方で検察官は、Vの検察官面前調書の証拠調を請求した。V自身は、公判期日に別室での証人尋問で供述を試みたが、被害当時を思い出して著しく体調を崩し、休憩を経て再度供述を試みたが、やはり、供述することはできず、裁判所医務室勤務の医師も、尋問に耐えられない旨所見を述べた。なお、上記検察官面前調書には、「私が

倒れて動けなくなった時に、犯人の男が『まさかトウガイテイコツが折れていないよな。ヒョーチンで冷やせば治る程度の打撲だよな。』とひとり言を言ったので、頭蓋底骨・氷枕のことについて医療関係者特有の発音をしたのだから、犯人は医療関係者だと思いました。」という部分の二重鍵括弧内(証拠②)をXの犯人性について医療関係者である旨を立証する趣旨に用いることに対し、Xの弁護人は不同意だとしている。

**【設問】**

- 1 【事例1】の各逮捕・勾留の適法性を踏まえ、証拠①の証拠能力の有無を答えなさい。
- 2 【事例2】を踏まえた上で、証拠②の証拠能力の有無を答えなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、設問1、設問2と見出しを付けて記入しなさい。